

総社市教育委員会訓令第1号

総社市教育委員会部活動地域移行推進室設置規程（令和5年総社市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月10日

総社市教育委員会教育長 久山延司

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>総社市教育委員会部活動改革推進室設置規程</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、総社市教育委員会事務局処務規則（平成17年総社市教育委員会規則第5号。以下「処務規則」という。）第3条の規定に基づき、<u>学校部活動の地域クラブ活動への展開及び地域連携</u>（以下「<u>部活動改革</u>」という。）に関する事務を処理するための組織の設置等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 前条の事務を処理するため、教育部に<u>部活動改革推進室</u>（以下「<u>推進室</u>」という。）を設置する。</p> <p>（事務分掌）</p> <p>第5条 推進室の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">（1）<u>部活動改革</u>の推進に関すること。（2）<u>部活動改革推進協議会</u>に関すること。（3）<u>その他部活動改革</u>に関する総合調整に関すること。	<p style="text-align: center;"><u>総社市教育委員会部活動地域移行推進室設置規程</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、総社市教育委員会事務局処務規則（平成17年総社市教育委員会規則第5号。以下「処務規則」という。）第3条の規定に基づき、<u>学校部活動の地域クラブ活動への移行</u>（以下「<u>部活動地域移行</u>」という。）に関する事務を処理するための組織の設置等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 前条の事務を処理するため、教育部に<u>部活動地域移行推進室</u>（以下「<u>推進室</u>」という。）を設置する。</p> <p>（事務分掌）</p> <p>第5条 推進室の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none">（1）<u>部活動地域移行</u>の推進に関すること。（2）<u>地域部活動準備委員会</u>に関すること。（3）<u>その他部活動地域移行</u>に関する総合調整に関すること。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。